

生駒市条例第 2 1 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 2 年 9 月 1 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 3 7 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第 2 項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第 2 9 条の 5 第 3 号中「第 3 条第 2 項第 2 号」を「第 3 条第 3 項第 2 号」に改め、同条第 4 号中「第 3 条第 2 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 3 号」に改め、同条第 5 号中「第 3 条第 2 項第 4 号」を「第 3 条第 3 項第 4 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 9 条の 5 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の生駒市火災予防条例第 8 条の 3 の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。